

見附市告示第94号

見附市住宅建設資金融資規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月20日

見附市長 稲田 亮

見附市住宅建設資金融資規程の一部を改正する規程

見附市住宅建設資金融資規程（昭和58年見附市告示第79号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「、融資期間」を「及び融資期間」に、「及び融資利率」を「は次のとおりとし、融資の利率は市長が、金融機関と協議のうえ定めるものとする。」に改め、同号の表を次のように改める。

借受事由	融資対象者	融資金額	融資期間
住宅の新築若しくは改良又は購入	本市の住民	1戸当たり10万円単位 で400万円まで	15年以内
	市外からの転入者	1戸当たり10万円単位 で600万円まで	20年以内

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の見附市住宅建設資金融資規程の規定は令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の見附市住宅建設資金融資規程の規定は、令和8年4月1日以降に行われる貸付について適用し、同日前に行われた貸付については、なお従前の例による。